

令和4年度神奈川県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（イノシシ）

（令和4年6月17日から令和5年3月31日まで）

1 背景及び目的

本県では、イノシシは主に丹沢山地及び箱根山地を中心とした地域の山林及び里山に生息しており、周辺の農地に被害を及ぼしている。

イノシシは生息分布を徐々に広げ、平成25年度以降は、長らく生息が見られなかった相模川以東の地域においても、農作物被害の発生や捕獲数の増加が見られ始めている。

同地域では、捕獲数の実績の経過から、生息数が急増することは免れているものの、十分な捕獲圧を維持しなければ生息数が急増し、それに伴いイノシシの生息分布も拡大するものと考えられる。

同地域のうち横須賀市・逗子市域では、近年、地域主体での捕獲体制が整いつつあるが、地形的な条件や、市の捕獲実施までに手続き期間があること等により、イノシシが多く生息することが推測されるものの地域主体での捕獲が及んでいない地域・期間が存在することから、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施し、個体数の減少、生息分布の縮小及びCSF感染拡大リスクの低減を図る。

また、同地域のうち葉山町域では、地域主体での捕獲体制が敷かれている中で、一部、イノシシが多く生息することが推測されるものの地域主体での捕獲が進んでいない地域が存在することから、効果的捕獲等促進事業によりICT機器等を活用した効率的な捕獲手法による効果を検証・普及し、個体数の減少、生息分布の縮小及びCSF感染拡大リスクの低減を図る。

2 対象鳥獣の種類

イノシシ

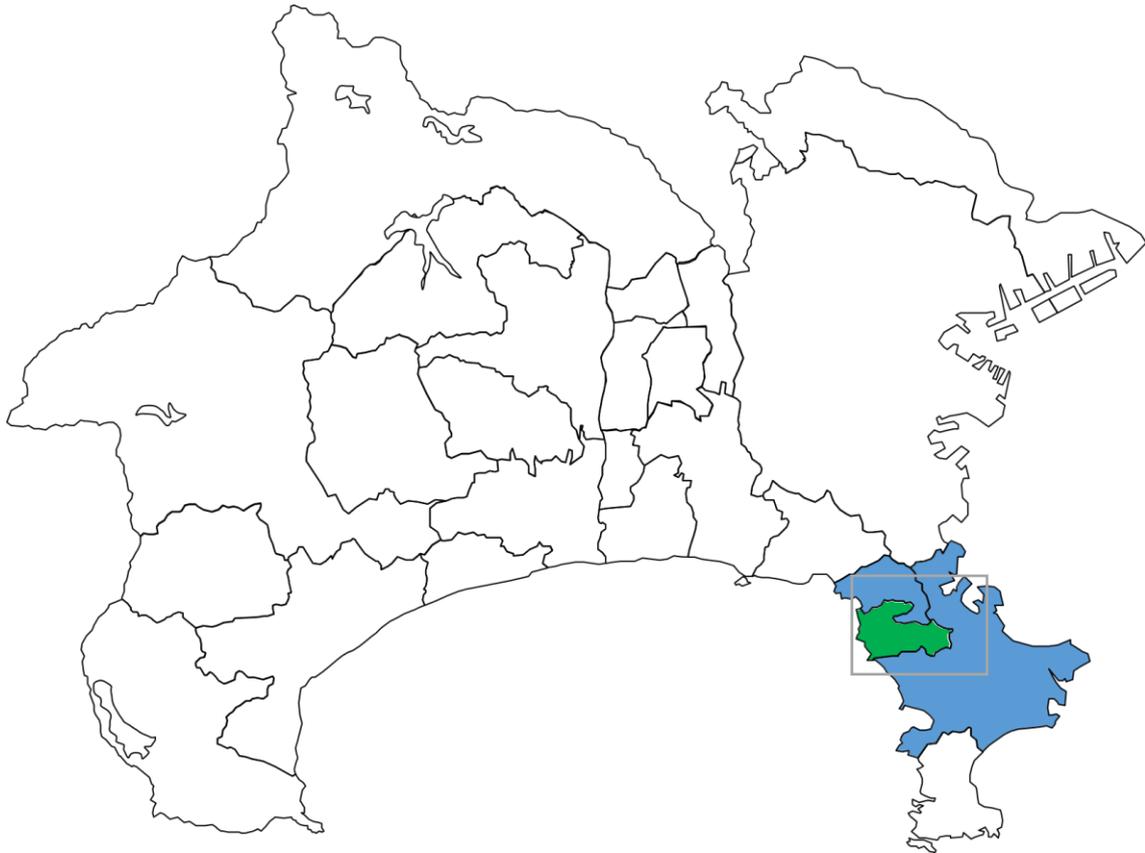
3 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間

| 実施区域名 | 実施期間 |
|------------------------------------|---|
| 横須賀三浦地域（横須賀市・逗子市） 【指定管理鳥獣捕獲等事業】 | 令和4年6月17日～令和4年11月30日 （うち、捕獲作業を行う期間） 令和4年7月1日～令和4年11月15日（予定） |
| 横須賀三浦地域（葉山町） 【効果的捕獲等促進事業】 | 令和4年8月1日～令和5年3月31日 （うち、捕獲作業を行う期間） 令和4年8月15日～令和5年3月15日（予定） |

4 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域

| 実施区域名 | 住所等 | 選定理由 | 他法令等 |
|--------------------------|----------|---|-------------------------|
| 横須賀三浦地域 【指定管理鳥獣捕獲等事業】 | 横須賀市・逗子市 | <ul style="list-style-type: none"> ・二子山山系は周囲を市街地に囲まれており、生息分布が拡大することにより、生活被害・人身被害が多発し、同地域の住民が脅かされるおそれがあるため ・令和3年度に実施した生息状況調査結果から、イノシシの生息が推測されるものの捕獲の及んでいない地域・期間が存在することが明らかになったため | 二子山鳥獣保護区、特定猟具使用禁止区域（銃器） |
| 横須賀三浦地域 【効果的捕獲等促進事業】 | 葉山町 | <ul style="list-style-type: none"> ・二子山山系は周囲を市街地に囲まれており、生息分布が拡大することにより、生活被害・人身被害が多発し、同地域の住民が脅かされるおそれがあるため ・令和3年度に実施した生息状況調査結果から、イノシシが多く生息することが推測されるものの、地域主体での捕獲が進んでいない地域が存在することが明らかになったため | 〃 |

<実施区域位置図：横須賀三浦地域>



5 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標

| 実施区域名 | 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標 |
|---------|----------------|
| 横須賀三浦地域 | 捕獲数 10 頭 |

6 指定管理鳥獣捕獲等事業の内容

捕獲等の方法

① 使用する猟法と規模

| 実施区域 | 使用する猟法 | 捕獲等の規模 |
|------------------------------------|-----------------|--------------|
| 横須賀三浦地域（横須賀市・逗子市） 【指定管理鳥獣捕獲等事業】 | ・わな猟 （くくりわな） | くくりわな 15 基程度 |
| 横須賀三浦地域（葉山町） 【効果的捕獲等促進事業】 | 〃 | くくりわな 10 基程度 |

② 作業手順

| |
|---|
| <p>指定管理鳥獣捕獲等事業及び効果的捕獲促進事業の実施に当たっては、以下の手順で進めるものとする。</p> <p>なお、委託で実施する部分については、仕様書等で詳細を定めるほか、受注した事業者（以下「受注者」という。）と協議の上、決定する。</p> <p>(ア) 業務実施計画書の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受注者は捕獲の実施に当たって、実施内容、安全管理等について業務実施計画書を作成し、県（以下「発注者」という。）の承諾を受ける。 <p>(イ) 関係者等との調整</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受注者は捕獲の実施に当たって、発注者及び関係市町と連携協力するとともに、地域関係者（狩猟者団体、土地所有者、地域住民等）とトラブルが生じないように十分留意する。 <p>(ウ) 捕獲等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受注者は、(ア)で作成した業務実施計画書に基づき、捕獲作業を実施する。 <p>(エ) 捕獲方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲に当たっては、原則として3人以上を捕獲従事者として配置し、捕獲及び見回りを実施する。 ・実施区域が特定猟具使用禁止区域（銃器）であることから、指定された背景や地域の意向等を踏まえ、止めさしは銃器によらない方法で適切に行う。 <p>(オ) わなへの標識の設置と捕獲従事者証の携行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受注者は、使用するわなごとに、住所、氏名（法人名）、県知事名、捕獲の実施期間、獣種名を記載した標識を作成し、見やすい場所に設置する。 ・捕獲従事者は捕獲従事者証を携行し、捕獲に従事する。 <p>(カ) 安全管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受注者は、業務実施計画書に基づき捕獲従事者への安全教育・訓練を行い、安 |
|---|

| |
|---|
| <p>全管理規定を尊重し安全管理体制を構築する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受注者は、交通の妨げとなるような行為、その他公衆に迷惑を及ぼす行為等のないように十分な注意を払うとともに、事故防止に最大限の注意を払う。 <p>(キ) 捕獲情報の確認及び収集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別に定める様式により、捕獲個体の体重及び外部計測等の情報の記録及び撮影を行う。 ・年齢査定を試料とするため、頭部を採取・提出する。 <p>(ク) 捕獲した個体の処分方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・野生イノシシ CSF 感染確認区域における処分にあたっては、適切な防疫措置を図る。 ・野生イノシシ CSF 感染確認区域外における処分にあたっては、基本的に現地に埋設処分する。 <p>(ケ) 錯誤捕獲への対応方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲に際しては、捕獲の対象となるイノシシ以外の動物に影響を与えないように配慮し、錯誤捕獲された場合には、速やかに放獣する。 ・特定外来生物またはハクビシンが錯誤捕獲された場合は、防除実施計画等に基づき適切に処分する。 <p>(コ) 報告書の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務終了後、受注者は記録票を取りまとめた報告書を発注者に提出する。 <p>(サ) 効果の検証等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県鳥獣総合対策協議会において、指定管理鳥獣捕獲等事業の効果及び妥当性を検証し、必要な事項の検討を行う。 |
|---|

7 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制

(指定管理鳥獣捕獲等事業・効果的捕獲等促進事業 共通)

| | |
|------|---|
| 事業主体 | 神奈川県 |
| 実施形態 | 委託 |
| 委託先 | <p>認定鳥獣捕獲等事業者*への委託</p> <p>*法人であって認定鳥獣捕獲等事業者と同等以上の技能及び知識並びに安全管理を図るための体制を有し、適正かつ効率的に事業実施できる者を含む</p> |

8 住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項

(1) 住民の安全の確保のために必要な事項

受注者は、わな本体及び周辺の見やすい場所に標識や注意看板等の掲示を行う。

(2) 指定区域の静穏の保持に必要な事項

社寺境内や墓地に比較的近い場所におけるわなの設置については、見回り等で人の出入りが激しくなることや、事故等の危険性が高くなることから、わなの設置は控え、静穏の保持に努める（捕獲の必要性が高く、管理者等の承諾が得られ、かつ住民の安全の確保ができる場合を除く）。

9 その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項

(1) 事業において遵守しなければならない事項

事業実施中においては、腕章及び身分証明書を携行するものとし、関係法令を遵守する。

(2) 事業において配慮すべき事項

捕獲に際しては、イノシシ以外の動物に影響を与えないよう配慮する。

(3) 地域社会への配慮

- ・実施区域、実施日時、実施方法等について、地域関係者とのあつれきが生じないよう配慮する。
- ・県が実施するイノシシ管理の取組について、引き続き地域関係者への情報提供に努める。

参考：令和3年度生息状況調査結果より

イノシシの生息するエリアをメッシュに区切り、メッシュごとの捕獲効率や生息の撮影頻度を図化したものを以下に示す。

令和4年度は、捕獲効率が良いエリアやイノシシの利用が多いエリアでの捕獲を行う。

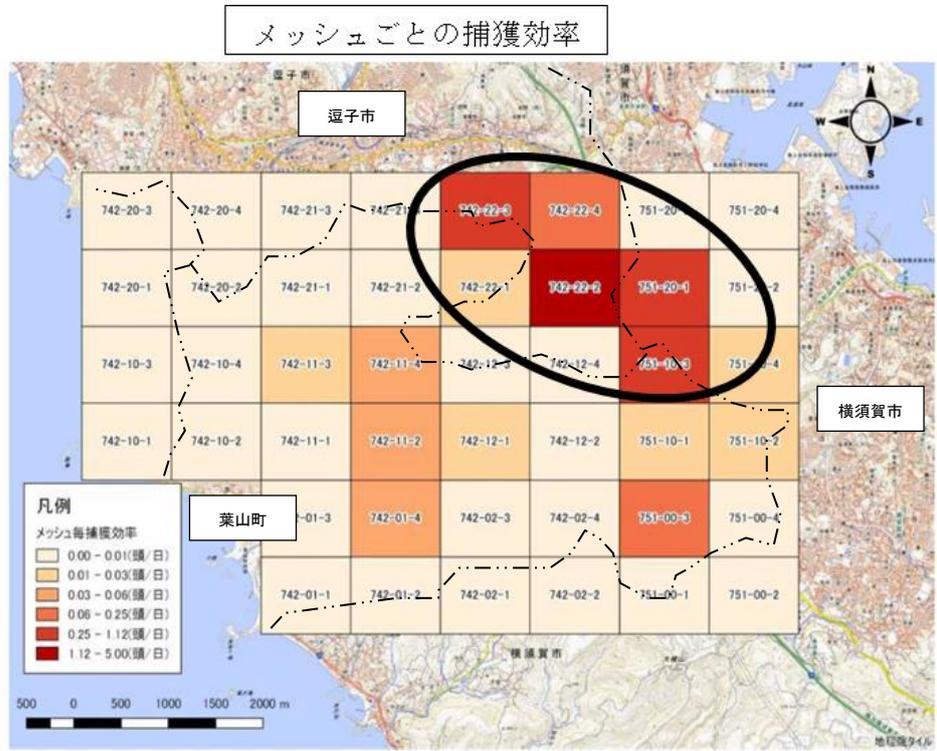


図. メッシュ毎の捕獲効率 (2016年～2021年の累積)。

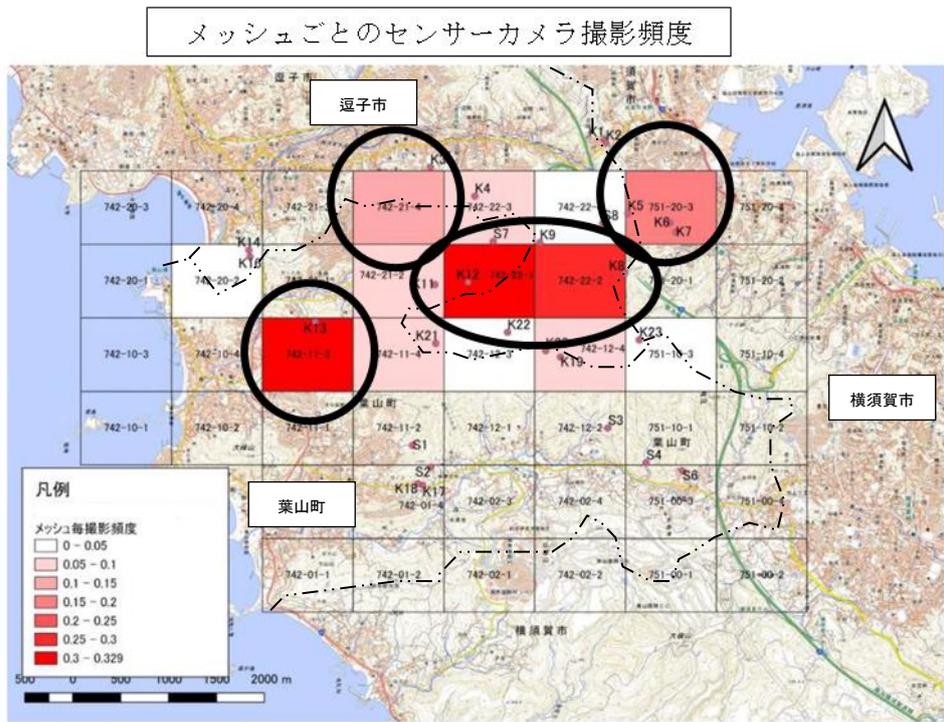


図. メッシュ毎の撮影頻度。